

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和3年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 72,255千円

【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 611,784千円

(単位：千円)

区分		令和3年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	447,429	38,248	409,181	149,969	94,230	550	164,432	19,420
	老人福祉費	325,682	40	325,642	4,752	50,902	3,291	266,697	31,498
	児童福祉費	440,745	56,193	384,552	166,656	98,262	8,556	111,078	13,119
衛生費	保健衛生費	364,900	82,263	282,637	72,382	113,611	27,067	69,577	8,217
合 計		1,578,756	176,744	1,402,012	393,759	357,005	39,464	611,784	72,255

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分